

記載例

(新築の場合)

第一号様式（第一条又は第二条関係）（A4）

届出書

(第一面)

エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「法」という。）第75条第1項前段又は法第75条の2第1項前段の規定による届出をします。この届出書に記載の事項は、事実に相違ありません。

横浜市長

平成24年○月○日

届出者氏名 株式会社 省エネ商事
代表取締役 改修 太郎



【届出の別】

- 第一種特定建築物（法第75条第1項前段の規定による届出）
 第二種特定建築物（法第75条の2第1項前段の規定による届出）

届出者が法人の場合は代表者印としてください。個人の場合は認印でも可です。

※登記欄	※特記欄
平成24年1月1日	
建物の延べ面積が ・2,000m ² 以上の場合は第一種特定建築物 ・300m ² ～2,000m ² 未満の場合は第二種特定建築物 にチェックしてください。	

第一種特定建築主等又は第二種特定建築主の概要

【1. 第一種特定建築主等又は第二種特定建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】カブシキガイシャ ショウエネショウジ
【ロ. 氏名】株式会社 省エネ商事 代表取締役

ダヒヨウトリシリヤク カイシュウ タロウ

【ハ. 郵便番号】231-0012

改修 太郎

【ニ. 住所】横浜市中区相生町〇〇-〇〇-〇〇

第一面の届出者と合わせてください。

【ホ. 電話番号】045-111-〇〇〇〇

【2. 代理人】

【イ. 氏名】地球 環太

届出の代理人（設計事務所等）

【ロ. 勤務先】(有)〇〇建築設計事務所

【ハ. 郵便番号】102-〇〇〇〇

【ニ. 所在地】東京都千代田区麹町〇-〇-〇

【ホ. 電話番号】03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

【3. 設計者】

【イ. 氏名】地球 環太

設計者を記載

【ロ. 勤務先】(有)〇〇建築設計事務所

【ハ. 郵便番号】102-〇〇〇〇

【ニ. 所在地】東京都千代田区麹町〇-〇-〇

【ホ. 電話番号】03-〇〇〇〇-〇〇〇〇

【4. 建築物及びその敷地の概要】

【イ. 所在地】横浜市●●区△△町〇〇-〇〇-〇〇

共同住宅の場合、戸数も記載してください。
(例) 共同住宅(○戸)

【ロ. 名称】省エネ商事本社ビル新築工事

【ハ. 用途】事務所

【ニ. 構造】□鉄筋コンクリート造 □鉄骨鉄筋コンクリート造 ■鉄骨造

□その他()

【ホ. 階数】地上 5階 地下 階

(届出部分) (届出以外の部分) (合計)

【ヘ. 床面積の合計】(1,234 m²) (m²) (1,234 m²)

【5. 工事着手予定年月日】平成 24 年 ○月 ○日

別棟の駐輪場等の面積は含みません。

【6. 工事完了予定年月日】平成 25 年 ×月 ×日

【7. 備考】

複合用途の場合は、用途ごとの床面積を記入してください。

(例) 事務所等 : ○○ m²、物販店舗等 : △△ m²、工場等 : □□ m²

特定建築主等、設計者がそれぞれ2以上のときは、第二面は代表となる特定建築主等、設計者について記入し、別紙に他の特定建築主、設計者についてそれぞれ必要な事項を記入して添えてください。

住宅

仕様基準（熱抵抗値）の例

(第三面 (住宅の用途に供する建築物))

省エネルギー措置の概要

熱抵抗値 ($m^2 \cdot K$) / $W =$ 断熱材の厚さ (m) ÷ 断熱材の熱伝導率 ($W/(m^2 \cdot K)$)

【1. 工事種別】 ■新築 □増築 □改築

- 直接外気に接する屋根、壁又は床の修繕又は模様替
- 空気調和設備等の設置 □空気調和設備等の改修

【2. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置】

該当する地域区分 (IV 地域)

横浜市はIV地域

□性能基準

□年間暖冷房負荷 (年間暖冷房負荷 $MJ/(m^2 \cdot 年)$)

□熱損失係数及び夏期日射取得係数 (熱損失係数 $W/(m^2 \cdot K)$)
(夏期日射取得係数)

■仕様基準

【屋根又は天井】

【断熱材の施工法】 □内断熱工法 ■外断熱工法

□充填断熱工法 □外張断熱工法 □内張断熱工法

【断熱性能】 □断熱材の種別及び厚さ (種別 A種押出法ポリスチレンフォーム保温板3種) (厚さ 60 mm)

□熱貫流率 ($W/(m^2 \cdot K)$) ■熱抵抗値 (2.14 $(m^2 \cdot K)/W$)

【壁】

【断熱材の施工法】 ■内断熱工法 □外断熱工法

□充填断熱工法 □外張断熱工法 □内張断熱工法

【断熱性能】 □断熱材の種別及び厚さ (種別 建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム1種) (厚さ 35 mm)

□熱貫流率 ($W/(m^2 \cdot K)$) ■熱抵抗値 (1.09 $(m^2 \cdot K)/W$)

【床等】

【床等の種別】 ■床 □土間床等の外周部

【床等の部位】 ■外気に接する部分 □その他の部分

【断熱材の施工法】 □内断熱工法 ■外断熱工法

□充填断熱工法 □外張断熱工法 □内張断熱工法

【断熱性能】 □断熱材の種別及び厚さ (種別 建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム1種) (厚さ 50 mm)

□熱貫流率 ($W/(m^2 \cdot K)$) ■熱抵抗値 (1.79 $(m^2 \cdot K)/W$)

【開口部】

【断熱性能】 ■建具等の種類 (建具の材質 アルミサッシ) (ガラスの種別 普通複層ガラス空気層6mm)

□熱貫流率 ($W/(m^2 \cdot K)$)

【日射遮蔽性能】

■ガラスの日射遮蔽性能 (日射侵入率 0.79)

■開口部付属部材 (付属部材 レースカーテン)

□ひさし、軒等 (レースカーテン、紙障子等)

ガラスの日射侵入率を記入。
夏期日射侵入率の基準による
場合はこちらに面積加重平均
した値を記入。
(例)
真北±30度 : 0.55
上記以外 : 0.45

【3. 空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置】

□【空気調和設備 (共用部に設けるもの)】

省エネルギー措置の概要 ()

□【空気調和設備以外の機械換気設備 (共用部に設けるもの)】

□性能基準 (換気エネルギー消費係数)

□仕様基準 (評価点の合計)

3. について
共同住宅における共用部の設備
について記載してください。

■【照明設備 (共用部に設けるもの)】

性能基準 (照明エネルギー消費係数 0.32)

□【給湯設備 (共用部に設けるもの)】

省エネルギー措置の概要 ()

■【昇降機 (共用部に設けるもの)】

□性能基準 (エレベーターエネルギー消費係数)

■仕様基準 (評価点の合計 100)

※評価が必要となる条件は当該住宅の
階数と昇降機の設置台数によります。

- ・1~3階 : 1台以上
- ・4~15階 : 2台以上
- ・16階以上 : 3台以上

【4. 備考】

非住宅

(第三面 (住宅以外の用途に供する建築物))

省エネルギー措置の概要

【1. 工事種別】 新築 増築 改築

- 直接外気に接する屋根、壁又は床の修繕又は模様替
 空気調和設備等の設置 空気調和設備等の改修

該当する用途にチェック。
用途区分の詳細は（注意）をご覧ください。

【2. 用途区分】 ホテル等 病院等 物品販売業を営む店舗等 事務所等 学校等 飲食店等 集会所等 工場等

【3. 外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置】

【外壁、窓等】

- 性能基準 (年間熱負荷係数 MJ/(m²・年))
 仕様基準 (評価点の合計 171)
 基準対象外

工場等の用途に供する建築物の場合は「基準対象外」にチェック。

【4. 空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置】

□ 【空気調和設備】

- 性能基準 (空調エネルギー消費係数)
 仕様基準 (評価点の合計 135)
 基準対象外

工場等の用途に供する建築物の場合は「基準対象外」にチェック。

□ 【空気調和設備以外の機械換気設備】

- 性能基準 (換気エネルギー消費係数)
 仕様基準 (評価点の合計 120)
 基準対象外

以下に該当する場合は「基準対象外」にチェック。
・工場等の用途に供する建築物の場合
・建築物に設けられる換気設備（空気調和設備及び定格出力 0.2kW 以下の機械換気設備を除く）の定格出力の合計が 5.5kW 未満である場合

□ 【照明設備】

- 性能基準 (照明エネルギー消費係数 0.69)
 仕様基準 (評価点の合計)
 基準対象外

□ 【給湯設備】

- 性能基準 (給湯エネルギー消費係数)
 仕様基準 (評価点の合計)
 基準対象外

給湯設備が返湯管を有する中央熱源方式のものではない場合は「基準対象外」にチェック。

□ 【昇降機】

- 性能基準 (エレベーターエネルギー消費係数)
 仕様基準 (評価点の合計)
 基準対象外

以下に該当する場合は「基準対象外」にチェック。
・ホテル等及び事務所等以外の用途に供する建築物の場合
・ホテル等及び事務所等の用途で建築物に設けられるエレベーターの設置台数が 3 台未満の場合

【5. 備考】

※住宅以外の複数の用途に供する建築物については、各用途ごとに第三面を作成してください。